

用が確認され、表白部も久我本では『転法輪抄』からの引用とはなっていないことから、久我本は安居院Ⅱ天台よりも真言密教の影響が顕著である。そして『転法輪抄目録』には、「八幡講式 一帖」という名も見えることからすれば、流布本は安居院の圏域において成立したことが想定されるのであり、久我本は言うならば顕教的な流布本をベースに一段・二段の後に新たに真言密教的な三段と四段を加えた、三段式の「増本系」と位置づける方がテキストの展開として自然であろう。

かくして天台の安居院の圏域において鎌倉の初めに成立していたと思しい流布本を、久我長通が真言密教的に増補・改作したと考えられるのだが、殊に愛染本地説については、拙稿で論じたように、やはり本来的に密教の秘説の領域にあるものと判断されるため、かかる知識を長通に齎したであろう真言系の宗教圏（ネットワーク）が存在したはずである。そこで彼の周辺の真言僧を探てみると、久我家出身で頼助の弟子であった醍醐寺地藏院流の親玄（一二四九—一三二二）と、その弟子で久我家の祈禱僧を勤め長通の信任を得た房玄（一二八二—一三五二）が、有力な人物として想定されるのであり、『観応二年日次記』に、房玄が石清水で度々愛染明王を本尊とする八幡の祈禱を、北朝—室町幕府側の要請で行ったと記されることなどが関係してくるであろうが、詳細は別稿に譲る。

近世日本における宗廟観

井上 智勝

宗廟とは、儒式で祖先を祀る御霊屋である。『礼記』王制篇には、天子・諸侯以下の宗廟祭祀に対する規定があり、また『中庸』には神位の配置方法（昭穆秩序）に対する規程がある。中国をはじめ朝鮮・越南など東アジアの国々は、これらに依拠しながら儒式による祖先祭祀を行っていたが、特に天子の宗廟祭祀は国家祭祀として執行された。琉球では儒学に則った秩序形成が進む一八世紀以降、国王家の宗廟祭祀が整備され、那覇の崇元寺に昭穆秩序に則って神位が配置し直され、儒式で祭祀が執行された（豊見山和行『琉球王国の外交と王権』二〇〇四、吉川弘文館）。

しかし、日本の宗廟は、これら東アジア諸国の宗廟の常識とは大きく異なり、一般に伊勢神宮・八幡宮の二所を宗廟とする。これは日本が、古代の律令制定時に宗廟制を採用しなかったことに主因を有する。桓武朝にその導入を試みた際も、対象は御霊屋ではなく陵墓で、既存の類似施設に宗廟の観念を適用するものであった。一二世紀以降には、神社を宗廟に擬する考え方が顕著となり、まず天皇霊を祀る八幡宮が宗廟との認識を受け、次いで中世の伊勢流の神道家が皇祖神を祀る伊勢神宮を宗廟として唱道し、二所宗廟観は一三世紀には定着する（高橋美由紀『伊勢神道の成立と展開』一九九四、大明堂）。

第12部会

東アジアの常識から見れば非常に特異で独自の日本の宗廟観が、儒学が思想の中心を成す近世にどう変容するのか、またしないのか、を検討するのが報告の課題である。

近世日本の宗廟観で、最も一般的なのは南北朝期には定着したとされる天子の宗廟に対する二所宗廟観である。その立場をとる論者の多くは、宗廟は天皇以下日本の万民が敬うべき日本の総鎮守と見なしている。この見解は、中世から存在した「万民神胤観」（高橋前掲書）の系譜上にある。また、宗廟の神の分霊が勧請可能という見解をとる論者もある。伊勢を「第一の宗廟」として、八幡宮との間に差を認めるものも多い。宗廟を二所に限らない見解もあるが、いずれも皇祖神や天皇霊を祀る神社を挙げる点で二所宗廟観の延長上にある。神武天皇や天智天皇を宗廟祭祀に加えるべきだとする主張もあり、陵墓を宗廟に擬する觀念の残存が認められる。以上のように、近世においても皇祖神・天皇霊を祭神とする神社、あるいは陵墓が宗廟と認識される事態は変わらなかった。

一方、近世の諸侯の中には儒学に傾倒し、宗廟を構える者があった。岡山藩主池田光政は、明暦元年（一六五五）祖先祭祀を仏式から儒祭に改め、万治二年（一六五九）に城内本丸西に祖廟を設け遷座した（『国史提要』岡山大学附属図書館蔵池田家文庫）。天子の宗廟ではなく諸侯の家廟であるとはいえ、かかる幕藩領主層の御霊屋としての宗廟の設置は、近世における本来的な宗廟の在り方の受容であり、従来からすれば新形態であった。

肥前国を題材に在地社会における宗廟認識に目を転じれば、

佐賀城下の白山八幡宮の由緒書の中に同宮は「佐嘉之宗廟」であるとの記述がある。天子の宗廟の神は各地への勧請が可能とする見解に則れば、これは佐賀に所在する宗廟八幡宮の意に解することもできる。しかし、皇祖神・天皇霊を祭神としない神社でも宗廟と称されている例や、「宗廟乃氏神」「鎮守宗廟」という記述も認められる。宗廟の語は地域の守護神の意味で使用されているのである。佐賀藩の「郷村帳」に見られる郡・郷の「崇廟」もかかる宗廟の用例からの派生であろう。かかる宗廟の用例は筑前・筑後・日向でも確認でき、筑後では寛永九年（一六三二）の例が知られる。肥前では、宗廟の語を同族の守護神に用いる例もある。

なお、本報告は科学研究費補助金基盤研究（C）（課題番号二一五二〇〇九一 研究代表者 井上智勝）の成果の一部である。

近代神社祭式の成立

—— 開放された神社の儀礼 ——

竹内 雅之

本発表では、近代、神社祭式が法制化された経緯を、「神社保存」の観点から論ずる。

神社の儀礼はどれくらいの歴史があるのだろうか。この疑問に答えるのは難しい。では、最も一般的な儀礼である拝礼作法に注目してみよう。